

## 茨城県共用自動車広告掲出要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、県有資産の有効活用を図る方策の一環として、茨城県が保有する公用車のうち管財課所管の共用自動車に掲出する広告（以下「公用車広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容・広告主の制限)

第2条 公用車広告は、県の公用車としての利用に支障を来たさないものとし、次の各号に掲げるものについては掲出しない。また、具体的な広告内容に関する業種又は事業者等の個別の基準等は、別表第1のとおりとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人の氏名を広告するもの
- (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (8) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので別表第2に掲げるもの
- (10) その他広告として適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる色彩、意匠その他のデザインに係る広告については掲出しない。

- (1) 過度に鮮やかな模様等により、事故を誘発するおそれのあるもの
- (2) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う材料を使用するもの
- (4) 読ませる広告又は4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (5) その他広告として適当でないと県が認めるもの

3 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は掲出することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) その他広告を掲出する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

4 次の各号に掲げる者は、県に公用車広告の掲出を申込む広告主（以下「広告主」という。）としないことができる。なお、広告の掲出期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 消費税（地方消費税を含む。）及び県税を滞納している者

(4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者（暴力団，暴力団員，暴力団員等）

(広告の掲出方法等)

第3条 公用車の車体への広告の掲出方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネット式を除く。）の貼付によることとし、公用車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。

2 広告主は、広告の下部に、縦5センチメートル横25センチメートル以上の大きさで、「茨城県広告」と表示しなければならない。

3 第1項の粘着フィルム等は、広告掲出期間中における車体からの剥離又は広告撤去時における車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

4 車体への広告の掲出及び広告の撤去に要する費用は、広告主が負担する。

5 広告掲出期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとする。ただし、県の故意又は過失によって損傷が生じた場合は、県の負担により広告主が原状回復する。

(広告の掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は、1ヶ月単位とし、最長1年間を限度とする。

(広告の申込み)

第5条 広告主又は広告代理店は、茨城県公用車広告掲出申込書（別紙様式）を県に提出し、申込みを行う。

2 前項の広告代理店は、予め県に登録された事業者とし、登録について必要な事項は、別に定める。

(公用車広告の審査)

第6条 管財課長は、公用車広告についての適正な運営を図るため、第2条に掲げる広告内容と広告主の制限事項について審査する。

2 管財課長は、前項の審査について疑義が生じたときその他必要があるときは、公用車広告委員会（以下「委員会」という。）を開催し、意見を徴する。

3 委員会は次に定める者をもって構成する。

(1) 総務部次長

(2) 管財課長

(3) 管財課副参事

(4) その他必要と認める関係機関等の職員

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

改正 平成28年11月1日

付 則

この要領中第5条第1項に規定する（別紙様式）の改正は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1

1 人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>
2 語学教室等	<p>安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p>
3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）	<p>(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。</p> <p>(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。</p>
4 外国大学の日本校	<p>下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
5 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「この資格は国家資格ではありません。」</p> <p>(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>
6 病院、診療所、助産所	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告して得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）に定める広告規制等の関連規程に従うこと。</p>
7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告しない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。</p>
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	<p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告しない。</p> <p>(2) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告しない。</p>

	<p>(3) 医薬品, 医薬部外品, 化粧品又は医療機器に関して墮胎を暗示し, 又はわいせつにわたる文書又は図画を用いない。</p> <p>(4) 承認前の医薬品等について, その名称, 製造方法, 効能, 効果又は性能に関する広告をしない。</p>
9 いわゆる健康食品, 保健機能食品, 特別用途食品	食品, 添加物, 器具又は容器包装に関しては, 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告しない。
10 介護保険法 (平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等 (ただし, 介護老人保健施設は11の規定による。)	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し, 誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は, 法人名, 代表者名, 所在地, 連絡先, 担当者名等に限る。</p> <p>(3) その他, サービスを利用するに当たって, 有利であると誤解を招くような表示はしない。</p>
11 介護老人保健施設	(1) 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は, 一切広告しない。
12 有料老人ホーム	<p>(1) 広告掲載主体に関する表示は, 法人名, 代表者名, 所在地, 連絡先, 担当者名等に限る。</p> <p>(2) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し, 別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>(3) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>(4) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示 (平成16年公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。</p>
13 有料老人ホーム等の紹介業	<p>(1) 広告掲載主体に関する表示は, 法人名, 代表者名, 所在地, 連絡先, 担当者名等に限る。</p> <p>(2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしない。</p>
14 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は, 名称, 所在地, 電話番号, 認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は, 取引様態, 物件所在地, 面積, 建築月日, 価格, 賃料, 取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
15 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は, 名称, 所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

16 旅行業	(1) 登録番号, 所在地, 補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。
17 通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
18 雑誌・週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは, 青少年保護等の点で適正なものであること, 及び不快感を与えるものは掲載しない。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言, 写真)があるものは掲載しない。 (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現があるものは掲載しない。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても, プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて, 残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け, 不快の念を与えるものは掲載しない。 (7) 未成年, 心神喪失者などの犯罪に関連した広告では, 氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のあるものは掲載しない。
19 映画・興業等	(1) 暴力, とぼく, 麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で, 扇情的, 露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり, 一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等, 一部規制を受けるものはその内容を表示する。
20 古物商・リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて, 必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業については市町村長の許可, 産業廃棄物処理業については県知事(中核市においては各市長)の許可を取得していない場合は, 廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
21 結婚相談所・交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。 (2) 掲載内容は, 名称, 所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
22 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は, 名称, 所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物等の広告は, 主張の展開及び他の団体に対して言及(批判, 中傷等)するものは掲載しない。
23 募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は, 〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

24 質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
25 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>
26 ウィークリーマンション等	<p>営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p>
27 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	<p>本要領第2条第2項で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連する以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。</p>
28 その他、表示について注意を要すること。	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示する。</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示する。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告を掲載する者の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告を掲載する者の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認の必要あり。）。)</p> <p>(7) アルコール飲料 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。 飲酒を誘発するような表現をしないこと。</p>

別表第2

<p>1 青少年保護及び健全育成にとって適切でないもの</p>	<p>(1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。</p> <p>(2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>(3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現</p> <p>(4) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>(5) ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>(6) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
<p>2 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの</p>	<p>(1) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現</p> <p>(2) 射幸心を著しくあおる表現</p> <p>(3) 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第41号）等関係法令を遵守していないもの</p> <p>(4) 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>(5) 法令等で認められていない業種・商法・商品</p> <p>(6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等</p> <p>(7) 責任の所在が明確でないもの</p> <p>(8) 広告の内容が明確でないもの</p> <p>国，地方公共団体，その他公共の機関が，広告を掲載する者又はその商品やサービスなどを推奨，保証，指定等をしているかのような表現のもの</p>